

第2章 地域福祉を取り巻く状況と課題

1 地域福祉を取り巻く社会状況

(1) 人口構造の変化

① 少子高齢化の進行

平成 19 (2007) 年に始まった人口減少は加速し、現在、人口減少社会を迎えています。この人口減少は、人口規模の縮小だけでなく、人口構造の大きな変化をもたらしていきます。

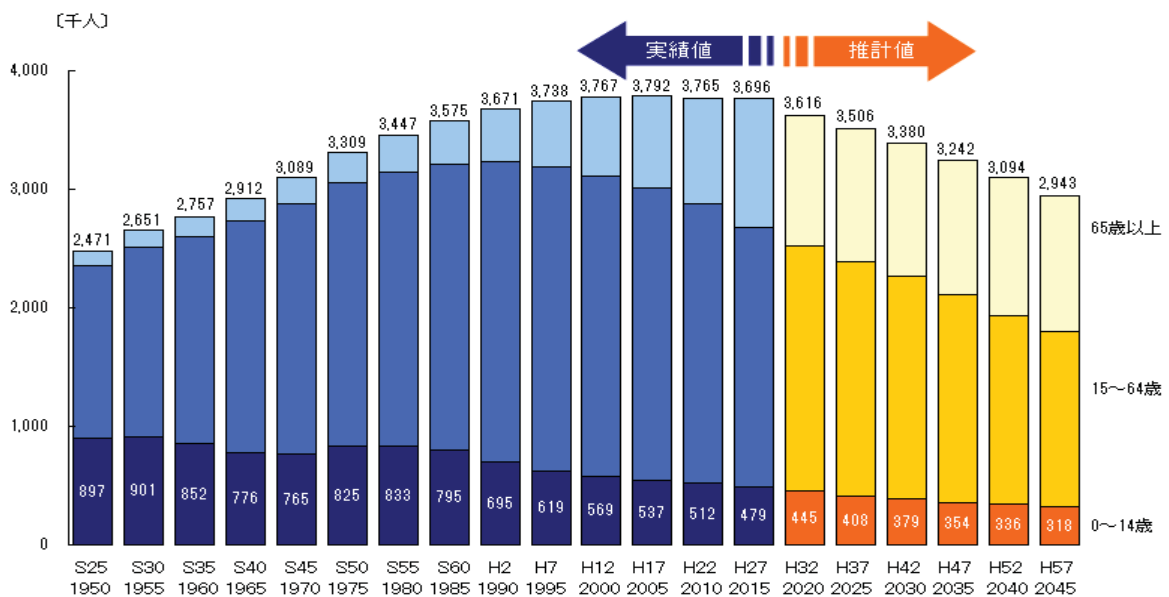
本県の出生数は、第 2 次ベビーブーム期には 6 万人台でしたが、それ以降は、減少傾向にあり、令和元 (2019) 年の出生数は 23,457 人となっています。本県の合計特殊出生率は、平成 15 (2003)・平成 16 (2004) 年の 1.37 を底に、緩やかに回復傾向にありますが、近年は、平成 30 (2018) 年の 1.5、令和元 (2019) 年の 1.44 と横ばいで推移し、依然として人口置換水準 (約 2.1) には及ばない状況にあります。

このように少子化が進行し、生産年齢人口の減少が進む一方で、平均寿命の伸長もあいまって急速に高齢化が進んでいくことが見込まれます。

令和 27 (2045) 年の本県の人口構成は、年少人口 10.8%、生産年齢人口 50.3%、高齢者人口 38.8% と推計され、高齢者は、現在の 4 人に 1 人の割合から 3 人に 1 人を上回る割合となり、超高齢社会が一層進むこととなります。

本県の人口の推移と将来推計

国立社会保障・人口問題研究所の人口推計では、平成 22 (2010) 年から平成 27 (2015) 年までの傾向が継続すると仮定した場合、本県の人口は、令和 27 (2045) 年には現在よりも約 70 万人少ない 294 万 3 千人になると推計されています。

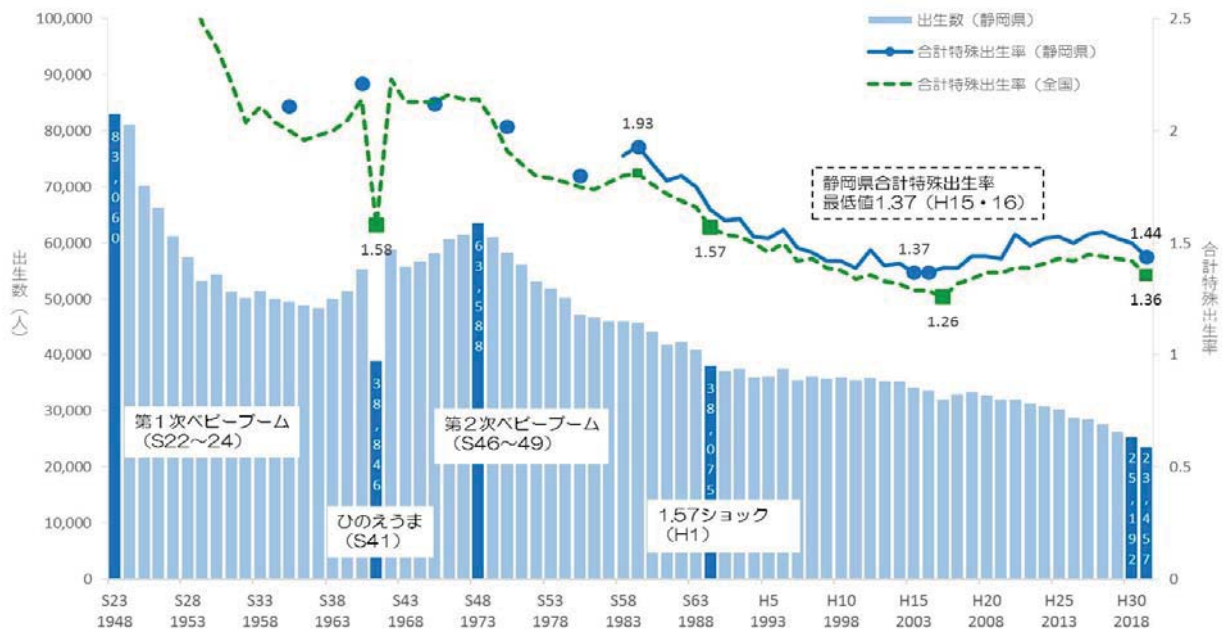


資料：総務省「国勢調査」

※グラフは平成の年号を用いて記載 (平成 27 基準値)

推計値は国立社会保障・人口問題研究所「都道府県別将来推計人口」(平成 30 年 3 月推計)

本県の出生数、本県及び全国の合計特殊出生率



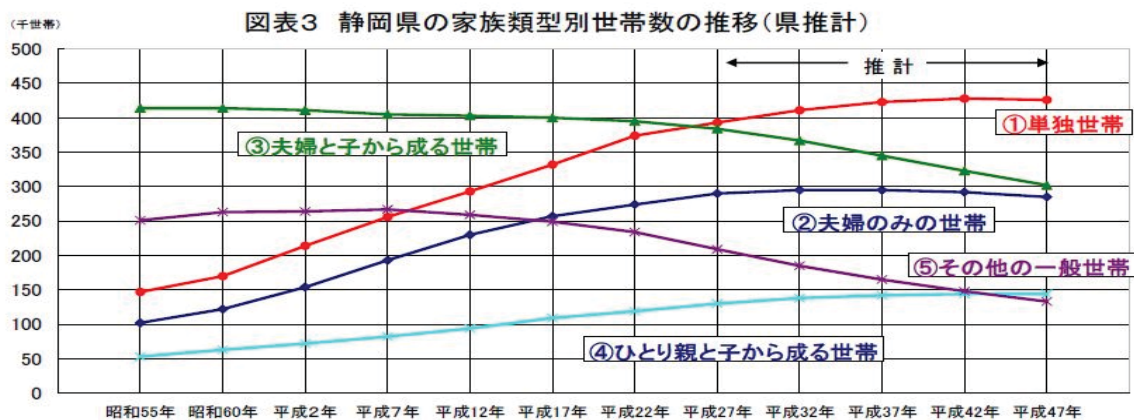
資料：静岡県の出生数と合計特殊出生率の推移〔出所：厚生労働省「人口動態統計」〕

②家族構成の変化

本県の平均世帯数は、平成 12 (2000) 年に 2.91 人、平成 27 (2015) 年に 2.54 人と 1 世帯あたりの人員数は減少を続けています。「単独世帯」の数は、平成 27 (2015) 年に「夫婦と子から成る世帯」の数を上回り、世帯 5 類型のうち最多となる一方で、「夫婦と子から成る世帯」は、昭和 55 (1980) 年の 42.8% から、令和 17 年 (2035) 年には 23.4% まで低下することが見込まれています。

本県の家族類型別世帯数の推移

※グラフは平成の年号を用いて記載



	昭和55年 1980年	昭和60年 1985年	平成2年 1990年	平成7年 1995年	平成12年 2000年	平成17年 2005年	平成22年 2010年	平成27年 2015年	平成32年 2020年	平成37年 2025年	平成42年 2030年	平成47年 2035年
①単独世帯	147	170	214	256	293	332	374	393	411	423	428	426
②夫婦のみの世帯	102	122	154	193	230	257	274	290	295	295	292	285
③夫婦と子から成る世帯	414	414	411	405	403	400	395	384	367	345	323	302
④ひとり親と子から成る世帯	53	63	72	82	94	109	119	130	138	142	144	144
⑤その他の一般世帯	251	263	264	267	259	249	234	209	185	165	148	133

(単位:千世帯)

出典：H26.9.26 静岡県企画広報部統計利用課「静岡県の世帯数の将来推計について」から抜粋

平均世帯人員数の推移（静岡県・全国）

区分	H2	H7	H12	H17	H22	H27
静岡県	3.25 人	3.07 人	2.91 人	2.77 人	2.65 人	2.54 人
全 国	2.99 人	2.82 人	2.67 人	2.55 人	2.42 人	2.33 人

資料：総務省 H22、H27 国勢調査「人口等基本集計結果 結果の概要」

静岡県政策企画部情報統計局統計調査課 H27 国勢調査「人口等基本集計結果 静岡県の概要」

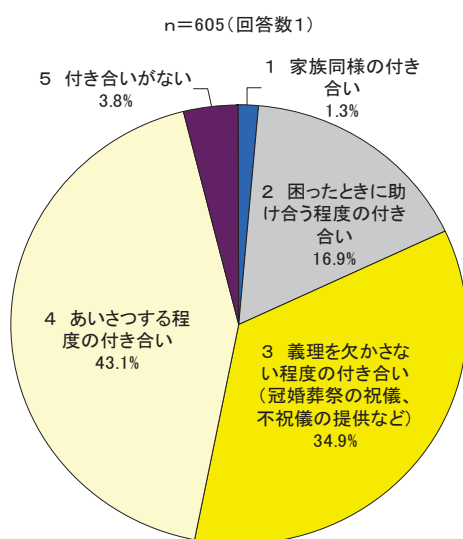
(2) 県民意識の状況

少子高齢化や核家族化の進行等により、地域において人と人、人と社会とのつながりが希薄化しています。今後、人口減少が進行する中、住民同士が助け合い、住民自ら、地域の生活課題を把握し、関係機関等と連携し、課題解決に向けて取り組めるよう、つながりの再構築を図り、地域力を一層強化することが必要です。

県民意識調査（令和元年11月実施） 回答者数：605人（回答率：89.8%）

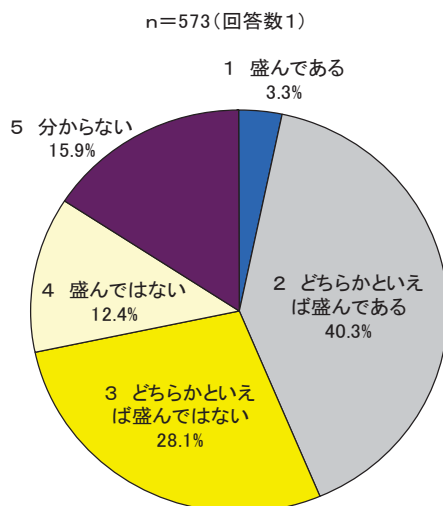
<普段の地域の人との付き合いの状況>

地域における住民との関係では、「家族同様の付き合い」「困ったときに助け合う程度の付き合い」と回答した方の割合が18.2%と低く、住民同士の付き合いが希薄となっています。

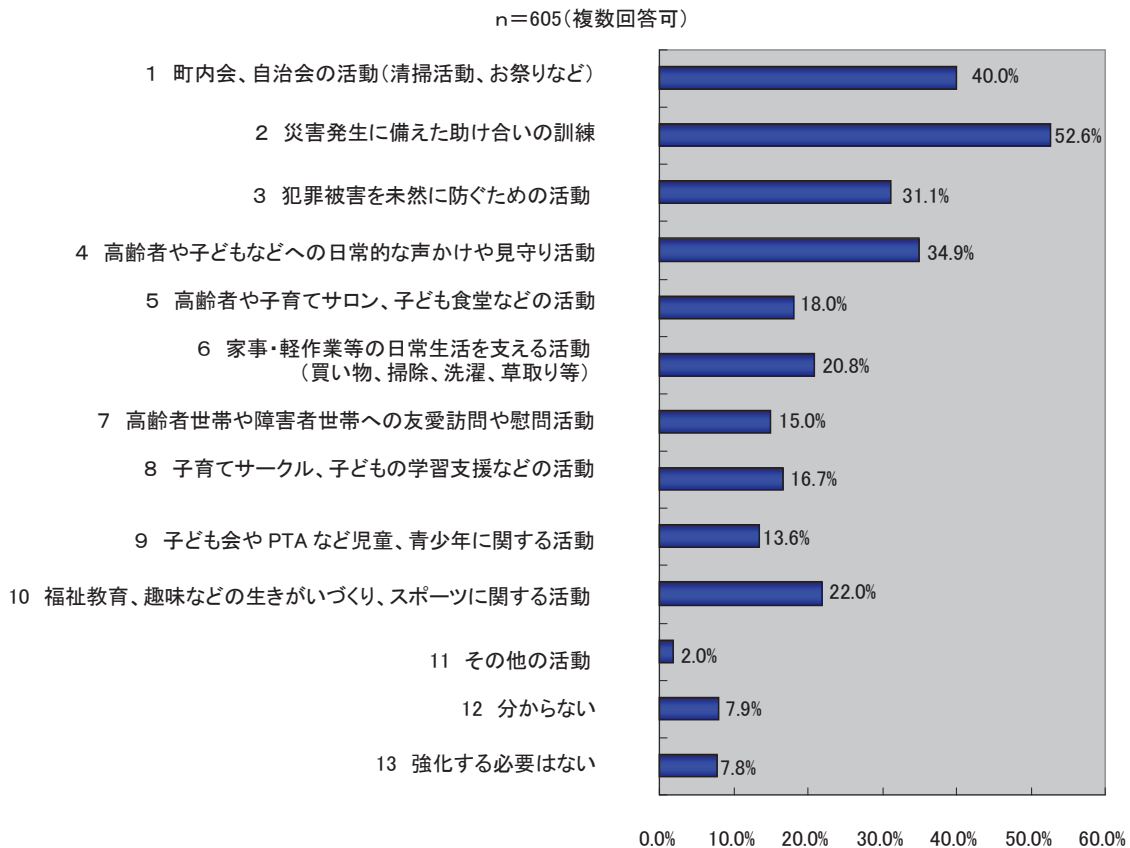


<住民相互の支えあい活動（地域福祉活動）の状況>

「盛ん」「どちらかといえば盛ん」と回答した割合と「どちらかといえば盛んではない」「盛んではない」と回答した割合はほぼ同じ割合であり、地域差があることが予想されます。

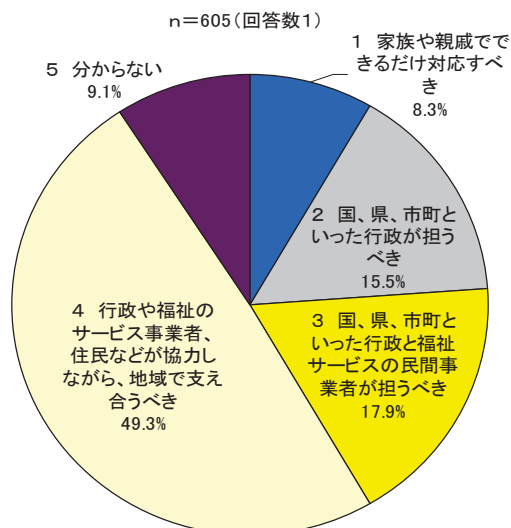


<今後、地域で強化が望まれる地域福祉活動>



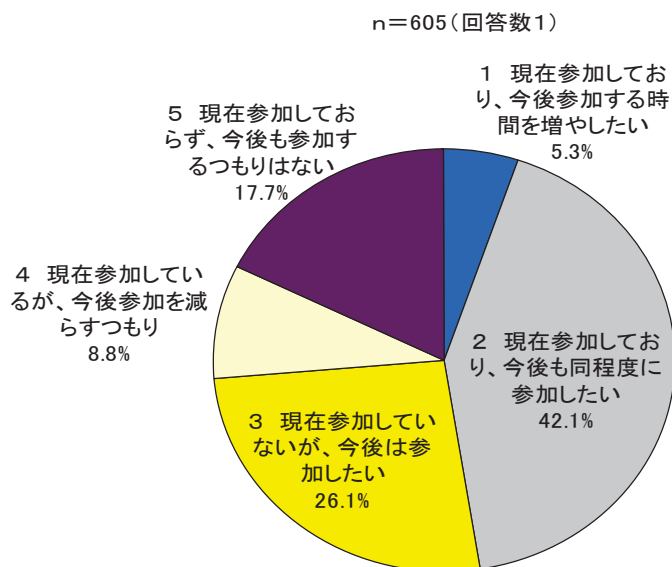
<これからの地域福祉のあり方についての考え方>

「家族等でできるだけ対応すべき」「行政が担うべき」「行政と福祉サービス事業者が担うべき」と回答した割合は41.7%であり、「行政や福祉サービス事業者、住民などが協力して地域で支え合うべき」と回答した割合は49.3%でした。今後、住民が主体的に地域づくりに参加し、行政や福祉サービス事業者等と連携しながら、住民同士が支え合い、地域を共に創る「地域共生」の意識の醸成を図っていく必要があります。



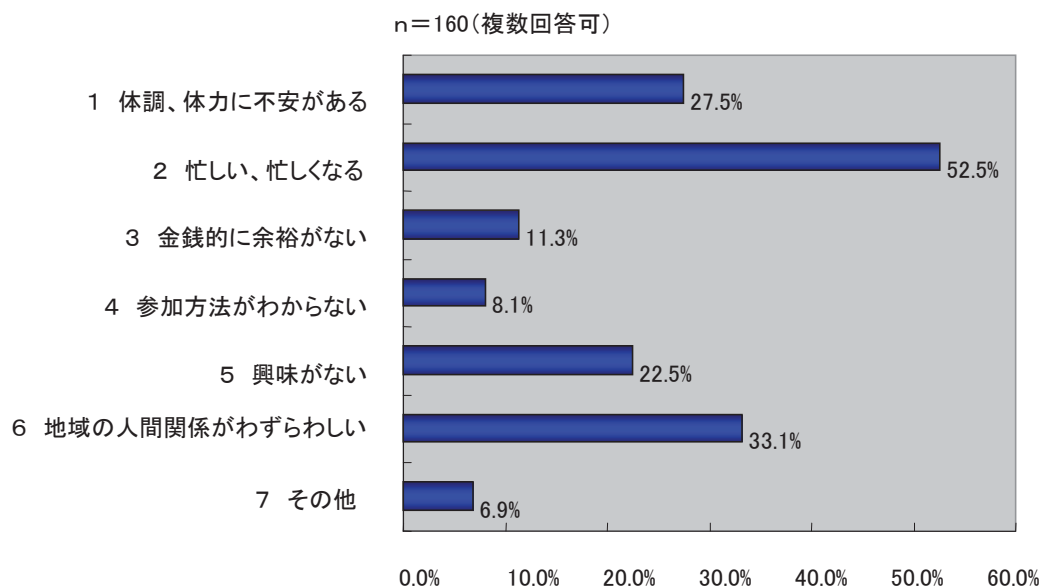
<今後の地域福祉活動への参加意向>

「現在参加しており、今後参加する時間を増やしたい」「現在参加しており、今後同程度に参加したい」「現在参加していないが、今後は参加したい」と回答した割合は、7割を超えており、地域福祉活動への参加意欲は高い傾向にあります。



<地域福祉活動に参加できない理由>

前述の項目において、「現在参加しているが、今後参加を減らすつもり」「現在参加しておらず、今後も参加するつもりはない」と回答した方の参加できない理由は、次のとおりでした。参加しやすい活動環境の整備や職場の地域福祉活動への理解を図るなど、地域福祉活動への参加を促す取組や啓発を継続して実施する必要があります。



(3) 地域の生活課題の状況

地域の生活課題は、生活困窮、就労、医療、家族関係、住まいなど生活全般に及んでおり、複数の分野にまたがり「複合化」し、「多様化」しています。

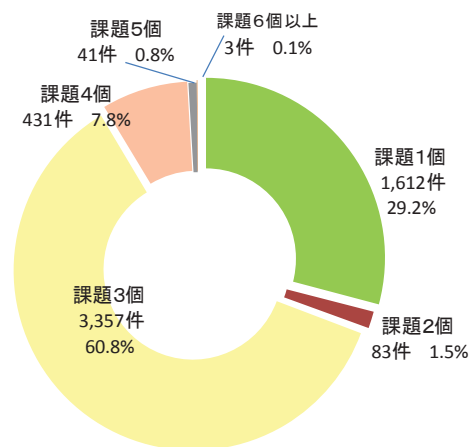
県内の生活困窮者自立支援機関における新規相談者の状況

令和元年1月から12月の新規相談者(5,527件)の相談内容の分析結果は次のとおりでした。

○課題の複合化

新規相談者の約7割が2個以上の課題を抱えています。

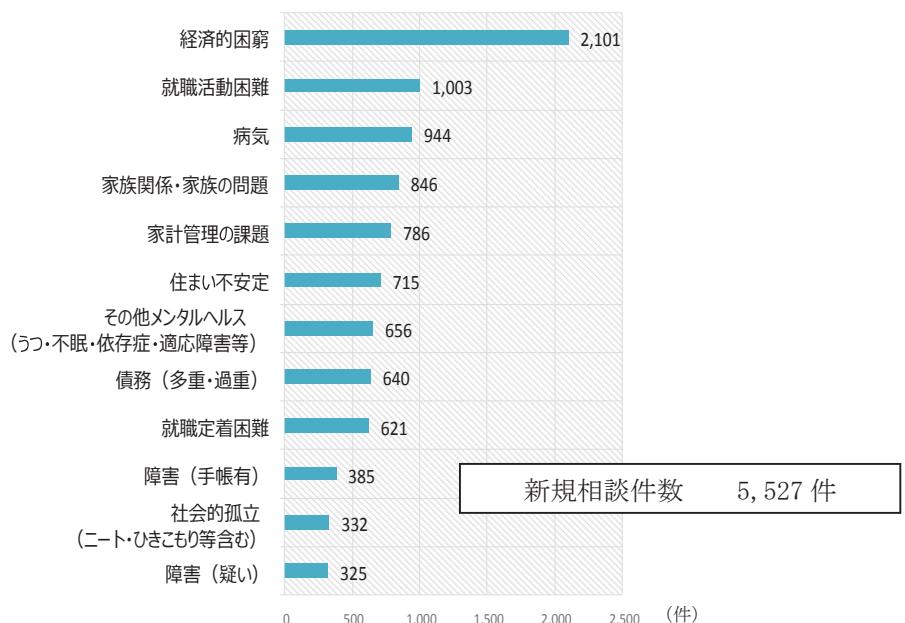
(新規相談者の抱える課題数)



○課題の多様化

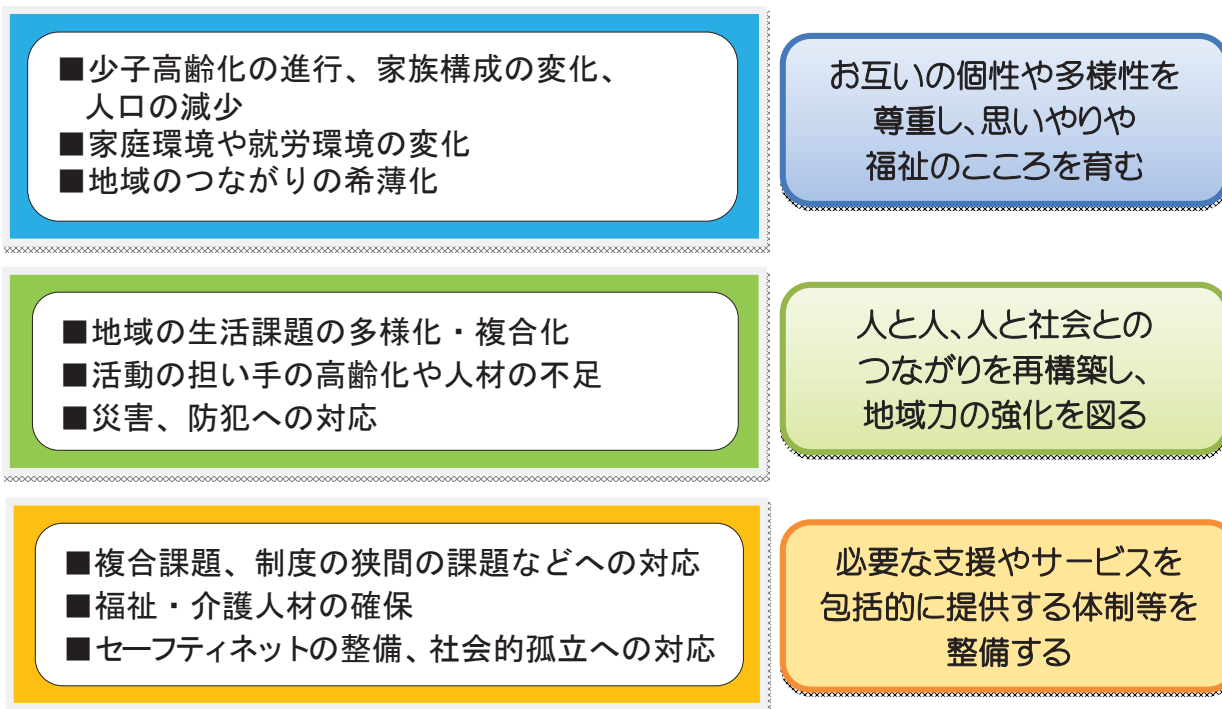
新規相談者の抱える課題は、経済的困窮のほかに就職活動困難、病気、家族関係、家計管理、住まいなど多岐にわたっています。

(新規相談者の抱える課題領域)(上位12項目)



資料：静岡県健康福祉部福祉長寿局地域福祉課「静岡県内の自立相談支援機関における新規相談件数」(令和元年1月～12月集計)

2 地域福祉を取り巻く現状と課題



3 取組の方向性

- 近年、個人や世帯を取り巻く生活課題は、介護、育児、就労、住まい、家族関係、生活困窮などの複数の分野にまたがり「複合化」し、雇用形態やライフスタイルの変化から「多様化」しています。さらに、ごみ屋敷や大人のひきこもりなど、「制度の狭間」の問題などが生じ、これまでの分野別、属性別の制度の枠組みでは課題解決が困難な事案が増加し、社会的に問題となっています。
- また、地縁・血縁・社縁といった「互助」の機能は、単身世帯の増加や核家族化、地域のつながりの希薄化などにより低下しています。さらに、令和2年1月に初めて国内で感染者が確認された新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響等により社会的孤立が拡大し、人々が生きていく上で大切な人権が脅かされるなど、かつて経験したことのない社会状況と向き合っています。
- 今後は、人口減少が本格化し、産業、農業、交通、福祉などのあらゆる分野において担い手が不足することにより、地域活力の低下等を招くことが懸念されます。
- このことから、障害の有無や年齢、国籍、性別に関わらず、お互いの個性や多様性を尊重し認め合いながら、人と人、人と社会とがつながり、役割や生きがいを持って社会に参加し、地域を共に創る地域共生社会の実現を目指して、地域福祉の推進を図る必要があります。

- そのため、住民、自治会・町内会、地区社会福祉協議会、NPO、社会福祉法人、社会福祉協議会、企業、行政などの地域の多様な主体が積極的に地域づくりに参加し、地域づくりを担う必要があることから、これらの多様な主体に対して「地域共生」の理解促進と意識醸成を図っていきます。
- また、分野や属性に関わらず、地域の生活課題の解決に必要な支援が包括的に提供されるよう、市町の包括的支援体制の構築を推進します。包括的支援体制の構築に当たっては、多機関協働による包括的な相談支援や参加支援、地域づくりに向けた支援の一体的な取組を推進します。
- 本計画において、平成27年に国連総会で採択されたSDGs（持続可能な開発目標）の理念である「誰一人取り残さない社会の実現」と方向性を同じくすることから、SDGsに掲げる17の目標と関連付けて施策を推進します。（詳しくは、参考資料V「計画に位置付ける施策とSDGsの関連」を参照してください。）

<地域共生社会のイメージ>



(厚生労働省資料)

- 地域共生社会の実現は、本計画の基本目標において達成すべき理念であり、福祉、保健・医療だけでなく、まちづくり、農林、土木、環境、教育、交通などの様々な関連分野との連携・協働が必要である。
- 具体的には、下図のとおり、市町における包括的な支援体制の構築が求められている。

地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制

- 市町は、多様化、複合化した地域の生活課題に対応するため、3つの支援（①～③）を一体的に実施する。 ①相談支援 ②参加支援 ③地域づくりに向けた支援
- 市町は、分野や属性に関わらず、個人や世帯の抱える生活課題（困りごと）に係る相談を包括的に受け止め、生活課題の解決に向けて、多機関協働による包括的な相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に実施する仕組みの構築を行う。

